平成29年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会 会 長 工 藤 泰 三

本日取りまとめられました平成29年度与党税制改正大綱で、 来年3月末をもって適用期限を迎える外航船舶の「特別償却制度」 および「圧縮記帳制度(特定事業用資産の買換特例)」の延長要望に ついて、何れもほぼ要望通り認められました。また「トン数標準 税制」についても、海上運送法等の改正を前提に拡充・延長する との結論となりました。

本年度は、5つの海運関係税制が同時に要望時期を迎える極めて厳しい状況にありましたが、こうした結論をいただきましたことは、国会議員の先生方の海運業界に対する深いご理解と、国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物と存じます。また、経団連や造船業界、地方銀行の皆様からもご支援をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

「トン数標準税制」については、年明け以降、海上運送法の一部 改正等が必要となります。引き続き、関係の皆様のご支援を賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

今後も外航海運は国際競争力の維持を図りながら、わが国の 安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力をして まいります。